破産手続終結

平成２２年（フ）第２３１６号
福岡市中央区大名２丁目９番35号
破産者　株式会社ビルド
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１２号
山口市上堅小路111番地
破産者　渡邉酒商株式会社
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１９３号
山梨県甲斐市西八幡3246番地２
破産者　株式会社ＮＥＶＡＥＨ
1　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
2　一般調査期日　平成24年３月２日午後２時
平成23年12月16日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
山梨県笛吹市石和町唐柏205番地２
破産者　山本　　勲
1　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
2　一般調査期日　平成24年３月16日午後２時
平成23年12月16日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９５号
名古屋市中村区名駅３丁目16番２号
破産者　株式会社文佐
1　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
2　一般調査期日　平成24年３月19日午前10時30分
平成23年12月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２３８号
福岡市早良区星の原団地31番302号、前住所福岡市東区箱崎５丁目10番14―302号
破産者　中村　勝幸
1　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
2　一般調査期日　平成24年２月３日午前10時50分
平成23年12月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４１８号
北海道北広島市稲穂町東１丁目１番地７　ＫＤマンション１―301号
破産者　鈴木　　覚
1　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
2　一般調査期日　平成24年３月16日午後１時30分
平成23年12月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２００号
長野県上水内郡飯綱町大字芋川1298番地
破産者　外山　和子
1　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
2　一般調査期日　平成24年２月20日午前11時30分
平成23年12月19日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
京都府木津川市南加茂台10丁目10番地11
破産者　浦川　敏彦
1　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
2　一般調査期日　平成24年３月12日午後３時30分
平成23年12月19日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５６３８号
大阪市北区松ケ枝町４番２号
破産者　豊中商事株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
2　一般調査期日　平成24年３月12日午後３時30分
平成23年12月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６３９号
岡山県倉敷市中央２丁目１番19号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市雲雀丘１丁目７番23号
破産者　砂場　智英
1　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
2　一般調査期日　平成24年３月12日午後３時30分
平成23年12月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２０７号
福岡市博多区住吉５丁目６番５号
破産者　堀田　哲也
1　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
2　一般調査期日　平成24年３月２日午前10時
平成23年12月13日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７９３号
岡山県倉敷市玉島長尾2615番地２、前住所岡山県高梁市正宗町2026番地９
破産者　赤木　健一
1　破産債権の届出期間　平成24年２月14日まで
2　一般調査期日　平成24年４月６日午前11時
平成23年12月16日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７６号
群馬県伊勢崎市柴町276番地３
破産者　関　　越也
1　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
2　一般調査期日　平成24年２月６日午前10時30分
平成23年12月20日
前橋地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２２年（フ）第２２０１号
兵庫県伊丹市森本８丁目29番地
破産者　株式会社プロテック
1　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
2　一般調査期間　平成24年５月18日から平成24年６月１日まで
平成23年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１０９６号
福岡市西区今宿町字井尻126番地の２
破産者　フジ製靴株式会社
異議申述期間　平成24年２月14日まで
平成23年12月15日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２６９６号
札幌市中央区南13条西10丁目２番６号　601号山口方
破産者　鎌田　範明
免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
平成23年12月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６９７号
札幌市中央区南13条西10丁目２番６号　601号山口方
破産者　勝見　直人
免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
平成23年12月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１４０号
札幌市白石区川下１条５丁目１番24号
破産者　川口　壽治
免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
平成23年12月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６０３号
神戸市東灘区深江北町１丁目９―17、住民票上の住所兵庫県西宮市神園町２番88―507号
破産者　倉原　忠夫
免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
平成23年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部